

天領

会報
第20号

1990年12月



社団法人 石見大田法人会

目次

第二回通常総会開催	1
天崎会長の死を悼む	2
新入会員紹介	2
新会長挨拶	3
保険金は相続財産?	3
平成二年度納税功労者表彰式	4
広島国税局長と中国地方法人会連合会長との対談	6
石見大田税務署人事異動	8
新春経済講演会のお知らせ	8
困碁問題	8
税制改正について	9
質問手帳	10
石見銀山・根ほり葉ほり「天領の税が描いたドラマ」	11
平成二年秋の喪章・黄綬喪章	12
年末調整	12
税制改正要望全国大会	14
税を知る週間行事・地区別ミニ税金フォーラム	15
企業訪問《会館仁万屋》	16
第四回クイズおもしろ税ミナール開催	18
ミニ税務コーナー	19
ちんぷんかん?	19
天領の秘話⑩「芥川のあだ討ち」	20
第十一回会員親睦ゴルフ大会開催	22
税のこぼれ話	26
困碁回答	26
編集後記	26

多根神楽

おろち退治

日本の神様は陰気が嫌いである。お神楽はそんな神様の意志にそって、神前で舞われるようになったのが、始まりである。それがいつしか「神が楽しむ」芸能が「人が楽しむ」スタイルになったのは、時の流れだろうか。

沢山なお神楽の演目のうち、最もポピュラーなのは「おろち退治」だ。本来はスサノオの剣によって、悪霊を退けられるという深い意味をもっているのに、近頃はおろちの方に人気が集まり、町のイベントに「おろち祭り」はあるが「スサノオ祭り」が無いのは奇妙な気がする。

表紙で紹介されている多根神楽（大田市三瓶町）は、林定義さんを会長に、会員17人余りの人々が、熱っぽく伝統を守っている。

多根神楽は明治時代に、佐比売山神社の森直枝宮司（飯石郡頓原町出身）が、奥飯石系神楽を伝えたのが始まりで、神楽団は「四方剣」など18種目をだしものとし、大田市の文化財に指定されている。

最近は大田市と姉妹縁組をした笠岡市へ出かけ、友好を深めるため、おろち退治を上演している。

一昨年から子供神楽の育成につとめ、多根子供神楽保存会を結成し、このほど多根公民館で、にぎやかな発表会をした。（石村禎久記）

第二回

通常総会開催

平成二年度通常総会は、去る八月二十九日、会館仁万屋において会員多数出席のもとに、又来賓には石見大田税務署長他をお迎えして盛会に開催された。

当日は、天崎会長の急逝により、新しく選任された奥野会長の新任の挨拶により議事に入ってしまった。

一号議案、平成元年度事業報告並びに収支決算承認の件。

二号議案、平成二年度事業計画並びに収支予算案承認の件。

以上の議案につき審議に入り、満場一致承認された。収支決算、収支予算内容は下記の通りでございます。

引き続き、講演会に入り、「二十一世紀型企業づくりの着眼」サブ「経済見通しと商品戦略」と題して、(株)タナベ経営、経営協力部長

佐々木和洋氏の講演を出席者一同熱心に拝聴した。

終了後、年一回の総会という事で、出席者全員、講師を囲んでの懇親会を行い、和気藹々のうちに散会した。



平成元年度収支決算書

平成二年度収支予算書(案)

自平成元年7月1日 至平成2年6月30日

自平成2年7月1日 至平成3年6月30日

収入の部

科目	予算額	決算額	増減△
1.会費	5,880,000	5,790,000	△ 90,000
2.事業費補助金	1,200,000	1,150,000	△ 50,000
3.事業収入	200,000	180,000	△ 20,000
4.手数料収入	100,000	470,761	370,761
5.雑収入	200,000	217,750	17,750
当期収入合計(A)	7,580,000	7,808,511	228,511
前記繰越収支差額	4,900,000	4,417,003	△ 482,997
収入合計(B)	12,480,000	12,225,514	△ 254,486

収入の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減△
1.会費	5,880,000	5,880,000	0
2.事業費補助金	2,200,000	1,200,000	1,000,000
3.事業収入	200,000	200,000	0
4.手数料収入	650,000	100,000	550,000
5.雑収入	200,000	200,000	0
当期収入合計(A)	9,130,000	7,580,000	1,550,000
前記繰越収支差額	4,496,892	4,900,000	△ 403,108
収入合計(B)	13,626,892	12,480,000	1,146,892

支出の部

科目	予算額	決算額	増減△
1.事業費	3,170,000	3,283,538	113,538
研修・講習会等費	2,300,000	2,436,565	136,565
会報発行費	570,000	611,973	41,973
婦人部運営事業費	300,000	235,000	△ 65,000
2.会議費	1,350,000	1,199,602	△ 150,398
総会費	700,000	586,525	△ 113,475
役員会費	350,000	299,509	△ 50,491
委員会費	300,000	313,569	13,569
3.管理費	2,382,000	2,545,482	163,482
人件費	1,617,000	1,617,000	0
事務局費	250,000	223,032	△ 26,968
渉外費	50,000	147,910	97,910
旅費	50,000	127,140	77,140
負担金	400,000	430,400	30,400
雑費	15,000	0	△ 15,000
4.積立金	700,000	700,000	0
記念行事	200,000	200,000	0
運営積立金	500,000	500,000	0
5.予備費	4,878,000	0	△ 4,878,000
当期支出合計(C)	12,480,000	7,728,622	△ 4,751,378
当期支出差額(A)-(C)	△ 4,900,000	79,889	△ 4,820,111
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	4,496,892	4,496,892

支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減△
1.事業費	3,250,000	3,170,000	80,000
研修・講習会等費	2,300,000	2,300,000	0
会報発行費	650,000	570,000	80,000
婦人部運営事業費	300,000	300,000	0
2.会議費	1,450,000	1,350,000	100,000
総会費	700,000	700,000	0
役員会費	350,000	350,000	0
委員会費	400,000	300,000	100,000
3.管理費	2,865,000	2,382,000	483,000
人件費	1,900,000	1,617,000	283,000
事務局費	250,000	250,000	0
渉外費	100,000	50,000	50,000
旅費	150,000	50,000	100,000
負担金	450,000	400,000	50,000
雑費	15,000	15,000	0
4.積立金	700,000	700,000	0
記念行事	200,000	200,000	0
運営積立金	500,000	500,000	0
5.予備費	5,361,892	4,878,000	483,892
当期支出合計(C)	13,626,892	12,480,000	1,146,892
当期収支差額(A)-(C)	△ 4,496,892	△ 4,900,000	△ 403,108
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0

天崎会長の死を悼む

当法人会会長・天崎正一氏は、去る八月十四日、午前十一時二十分肝硬変により、国立大田病院において急逝されました。

天崎会長は、行年六十三歳、まだまだこれからの人と頼りにしていた矢先、この悲しいお知らせをすることは天命無情、誠に哀悼の念にたえません。

思えば、氏は、三月頃より体調を崩され、クスリ、注射による治療を続けておられました。五月二十八日国立大田病院に入院されました。

入院当初は、気力も充実しておられ七月には退院するぞとっておられました。が、その後病状が悪化、奥様や、御家族の手厚い看病の効もなく、八月十四日朝肝硬変により、六十三才の生涯をとじられました。

昭和五十七年、大田遼摩

法人会の会長に就任されて以来、財政基盤の強化、又組織の強化、事業内容の充実等に力を入れ、昭和六十三年には、小さいながらも社団法人に改組する等、今日の法人会の基礎を確立されたのであります。

また、自主申告、自主納税、振替納税等々納税道義の高揚と啓蒙活動を、自ら先頭に立って展開され、好ましい納税環境づくりに励んでこられました。

その実績は高く評価され、石見大田税務署長表彰、広島国税局長表彰等をお



受けになりました。

われわれは、今ここに、すばらしい指導者を失った耐えがたい悲しみを踏み越えて、より一層事業活動に努力精進を誓い合ってこそ、万灯を献ずるに勝る供養と信じます。

今は唯、浄土に旅立たれた天崎会長の数々の御功績を偲び、ひたすらに御冥福をお祈りするばかりでございます。

合掌

新入会員紹介

企業名	代表者名	住所
石見銀山観光(有)	木村富美子	大田町西二
(有)スヤマ	須山 征夫	大田町吉永
山陰空調工業(株)島根支店	上本 直之	大田町柳井
(株)サンマルコ	隅田 稔	長久町
(株)日ピス今西製造所	小林 節雄	五十猛町
(有)木建本店	木建 一義	水上町
(有)小谷建設	小谷祐美子	三瓶町池田
(有)田原商会	田原 義弘	久手町
(有)渡辺組	渡辺 善男	久手町
(有)松井自動車鍍金塗装工業	松井 太志	久手町
(有)三谷工業	三谷 一彦	久手町
(有)大國造園土木	井原 克人	久手町
(有)川崎板金	住田 和夫	久手町
(有)岩商	岩成 保	久手町
大田小型運送(有)	岡田 義弘	長久町

会長就任に當つて

會長 奥野 昌平



去る八月
天崎會長が
逝去され、
その後任と

して會長に選任され余りにも急なことでもありませんので、不肖をかえり見ずお引受することにいたしました。何分にも未熟な者でございますが、會員の皆様のお暖かいご理解とご協力を得まして法人会の運営に私なりに努力して参りたい所存でございますので、何卒よろしくお願いいたします。

伝統を守り乍ら最近の目まぐるしい時代の変化に対応した魅力ある法人会をつくるために及ばずながら努力したい決意であります。

ここで法人会の事業目的をふり返つてみますと第一には、健全な納税団体として、全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及をはかること。第二には、友誼団体と協調運けいして租税に関する研究を行い、公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて企業経営の健全な発展をはかることを目的となつております。そこでこの目的を達成するために、各委員会におかれましては、會員ニーズを探究し、これに合致した委員会活動を積極的にこなつて、法人会の一層の活性化をはかつていただきます。特に本年度は「モデル法人会」の指定を受けておりま

すので、この点お含みの上何卒ご協力の程をお願い申し上げます。

次に最近の経済状況と景気動向でございますが、ご存知のように昭和六十一年十一月以来民間の設備投資と旺盛な個人消費に支えられて拡大した好景気も最近

の原油高、金利高、株価の低迷、労働力の不足、地価の下落（これまでに地価の高騰した地区）見通し、更には米国、欧州の経済の下降気味等々経済環境の変化により日本経済も転換期に來つたやうに見受けられます。併し何れにしても景気の先行きはイラクのクエートからの撤退期限である明年一月十五日には戦争ばつ発か和平解決かはつきりし、湾岸危機の問題も判つてきませんので、一月十五日が過ぎないと日本経済の先行きが読めないと言ふ見方も有力であります。若し戦争ばつ発といふことになれば原油価格が急騰し、インフレ抑制のため公定歩合を

はじめ市中金制も更に上昇し金融引しめは強化され、経済成長率の大巾低下は免れないやうです。そこで私も今後これらの成り行きを十分見守つて行かねばならないと思ひます。

終りになりましたが、永い間の好況で倒産が目につきませんでした。最近少しづつ出てくるようになりました。この原因はやはり累積赤字が主因のやうです。そのためには、第一点として財政の変化を先取りした経営、第二点として月次決算を行ない毎月の収支状況を把握し赤字を未然に防止する経営、第三点として売上よりも利益重視の経営等を経営の柱とし経営者が率先して知恵を出し汗を流して人一倍努力することだと思ひます。そして法人会の會員から倒産者を出さないようにすることが私の念願であります。

来る平成三年が皆様に良い年でありますようお祈しご挨拶いたします。

保険金は 相続財産？

万が一のことを考えて、自分自身に生命保険を掛けている人は多いことでしょう。

不幸にしてこの生命保険金が支払われた場合、これは本来の相続財産ではありませんが、税法では相続財産とみなされています。

支払われた生命保険金から一定額を控除した金額が相続財産に加算されます。

この一定額の控除は、相続人だけに認められます。相続を放棄した人や相続権を失つた人には認められませんので「相続財産はいらない。生命保険金だけでももらえば十分だ」と早まって相続を放棄しないよう、くれぐれも注意を。

平成2年度

納税功勞者表彰式

菊花薫る十一月十五日、税を知る週間行事の丁度中日の良き日に、大田町会館「仁万屋」に於きまして、多年にわたり申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に尽力された方々の表彰並びに青色申告制度施行四十周年記念感謝状贈呈式が開催された。



当日は、ご来賓として、出雲総務事務所長、大田市長、温泉津町長、仁摩町長をはじめとした各団体長の

方々のご臨席のもと、関係者総勢七十名の出席のもとに、厳粛且つ盛大に行なわれました。

真田総務課長の開会の辞に始まり、小野石見大田税務署長より、奥野昌平（島根中央信用金庫理事長）、財間春枝（ボーラ化粧品販売店店主）の両氏に「税務署長表彰」が贈呈され、続いて嶋崎忠夫（㈱富士ドライ社長）竹原鐵太郎（㈱たけはら社長）の両氏に「税務署長感謝状」が贈呈された。又、引き続き、青色申告制度施行四十周年記念感謝状贈呈式が行なわれ、秋田俊郎（㈱平和商會社長）、貴船富市（南貴船電機商會社長）、小林博通（南小林造船所社長）、俵隆（南俵建設社長）、下垣忠雄（平田屋商店店主）、細田栄次郎（細田時計店店主）に、税務署長感謝状が贈呈され

ました。

又、当日は、広島国税局長感謝状を受彰された松場夏夫（南松田屋社長）の受彰披露も併せ行なわれた。

誠にお目出たい事と心よりお喜び申し上げます。

小野署長の式辞について来賓の方々より心あたたまるお祝いの言葉を頂いた後受彰者を代表して、奥野昌平氏より「感謝の意と今後益々納税制度の推進と納税道義の高揚に努力します」と声高らかに宣言され盛會裡に閉会となりました。

尚納税功勞者表彰式に引き続き、全国青色申告會總連合會會長感謝状伝達式が行なわれたのち、参加者総数八十余名全員での祝宴が催された。

祝賀會

午後五時より同会場において、祝賀會が催され、清水敬二郎青申會長の會宴の挨拶に始まり、波多野親税團協會長の乾杯で祝宴に入っていた。

テーブルの料理に舌鼓をうつ人、お酒を酌み交わす人、賑かに歓談する人、受彰者にお祝のお酒を注ぐ人……

なごやかな内にも時は流れ午後七時、石見大田納貯連伊藤會長の万歳で祝宴の幕がおりた。

青色申告制度
四十周年記念
広島国税局長感謝状

松場夏夫氏
(大田市大森町)



- ・石見大田納税貯蓄組合連合會理事
- ・大田遼摩青色申告會連合會理事
- ・大田市青色申告會副會長

税務署長表彰

奥野 昌平氏
(大田市三瓶町)



- ・島根県法人会連合会理事
- ・税団協理事
- ・(社)石見大田法人会会長
- ・石見大田間税会監事

財間 春枝氏
(大田市大田町)



- ・島根県青色申告会連合会
婦人部副部長
- ・大田市青色申告会婦人部
部長

税務署長感謝状

嶋崎 忠夫氏
(大田市大田町)



- ・税団協理事
- ・(社)石見大田法人会常任理
事

竹原 鐵太郎氏
(大田市大田町)



- ・(社)石見大田法人会理事

**青色申告制度
四十周年記念
税務署長感謝状**

秋田 俊郎氏



- ・(社)石見大田法人会理事
- ・石見大田間税会理事

貴船 富市氏
(彦摩郡仁摩町)



- ・(社)石見大田法人会理事

小林 博通氏
(彦摩郡温泉津町)



- ・(社)石見大田法人会理事

俵 隆氏
(大田市大田町)



- ・(社)石見大田法人会理事

下垣 忠雄氏
(大田市波根町)



- ・大田彦摩青申会理事
- ・大田市東部青申会副会長

細田 栄次郎氏
(大田市大田町)



- ・税団協理事
- ・大田彦摩青申会理事
- ・大田市青申会副会長
- ・石見大田間税会副会長



長と中国地方法人會連合會長との対談

出席者 広島国税局長 三浦正顯氏
中国地方法人會連合會長 篠原康次郎氏



篠原康次郎氏

【司會】本年も十一月十一日から「税を知る週間」が始まったわけですが、はじめに、局長からこの週間の状況をお話しいただきたいと思えます。

【局長】例年のとおり、国税庁をはじめ、国税局、税務署では、十一月十一日からの一週間を「税を知る週間」として、様々な行事を実施いたしております。

この週間では、国民の皆様にも「税」というものを身近なものとして考えていただくために「この社会あなただけのために」を標

語としています。また、本年は、「暮らしを支える税」をメインテーマとして、税に対する正しい理解と認識を持っていただくために各種の催しやテレビ、ラジオ、新聞等を通じて税の仕組みや使い道などの周知に努めております。

しかし、この週間を通じてだけではなく、平素から国民の皆様方に税に対する関心と理解を持っていただくというのが、私ども税に携わる者の願いでございます。

【会長】局長がお話しされたように、税の仕組みや使い道を正しく理解することは非常に大切なことだと思えます。

私ども法人会も、申告納税制度の定着を目指し、会員の税知識の普及を通じて、納税道義の高揚を図るため事業活動を行っておりますが、この週間に催される行事等を契機に、より一層充実した活動を進めたいと

思っております。

【司會】それでは、局長から、財政・税制改革についてお話を伺いたいと思えます。

【局長】御承知のとおり、我が国の財政は、依然として多額の公債発行残高を有するなど厳しい状況にあるため、引き続き行財政改革が強力に推し進められているところであります。

こうした状況の下、先般の税制改革におきまして、近年における国民の価値観や消費態様の多様化等のために、既存の個別消費税が直面している各種の問題を解決するとともに、税体系全体として重税感・不公平感の解消と高齢化社会への対応を図るとの観点から、国民の消費に広く薄く負担を求める消費税が導入されました。

すると思われるほとんどの事業者から確定申告書が提出されるなど、実務的にはほぼ定着したものと受け止めておりますが、今後とも、広報・指導・相談を基本とした各種施策を推進し、一層の定着に努める所存であります。

また、国民の皆様方の税に対する関心は、数年来の税制改革論議を機に、これまでにならぬほどの高まりをみせていますが、納税者の方々による正しい申告と納税が前提とされている申告納税制度の下においては、税の主役である納税者の方々をはじめ、広く国民の皆様方の税に対する正しい理解と積極的な協力が不可欠であります。

今後とも「納税は市民社会のルール」であるということについて、国民各層の御理解を頂くために法人会をはじめとする関係民間団体の御協力を賜りたいと願っております。

● 対 談

広島国税局



三浦正顯氏

【司会】次に、会長から法人会の現状についてお話をいただきます。

【会長】それでは、まず法人会の組織と活動について申し上げます。法人会は、全国組織として全国法人会総連合（全法連）があります。広島国税局管内では各県法人会連合会（県法連）を指導している中国地方法人会連合会（中法連）があり、各県単位で県法連があります。それに活動の一番基礎となる各地区単位法人会があります。

【司会】次は、会長から法人会の現状についてお話をいただきます。また、中法連は、昭和五十年に中国五県の県法連で組織され、中法連傘下には八十二の単位会があり、会員数は約六万六千社、加入割合で申しますと五十六パーセントとなっております。

た円滑な税務行政への寄与」、第三には「企業経営の健全な発展」であります。このため、各地区の単位法人会を主体として、税務署、税理士会支部、商工会等と緊密な連携を保ちながら、会員増強運動、税務・経営に関する講習会、講演会の開催、税務当局との連絡協議会等の活動を積極的に推進しております。

また、県法連では単位会の事業活動を指導するとともに、昭和五十五年からモデル法人会事業を行っております。これは、県法連がモデルとなる法人会を指定し、指定された法人会は目標を定めた事業活動の研究・実践を二年間行い、その成果をモデル法人会研究発表会で発表し、法人会全体のレベルアップを図る制度です。本年度は、三次、山口、瀬戸、石見大田の四法人会を指定しております。

【局長】ただいま、会長から法人会の活動状況等についてお伺いし、大変心強く感じております。【司会】法人会の今後の方針と要望について、会長からお話し願います。【会長】第一には、法人会の永遠の課題であります会員の増強を図ることです。これは、財政基盤を確立すると同時に、「良き経営者たらんと願うものの集まり」として事業活動をより活性化して、より魅力ある法人会とするために、最も重要なことであると考えています。このため、全国平均加入率を早期に達成すべく、組織の拡充強化に傾倒して参る所存であります。第二には、法人会の団体の推進です。広島国税局管内の法人会八十二会のうち、社団法人会は三十八会です。中法連といましては、社団法人を推進する前提として、まず社団化されていない法人会については一税務署一法人会の実現に向けて努力し、その実現後に社団化を図っていきたくて考えておりますので、御指導と御支援をお願いいたします。【局長】会員増強については、私どももできるだけの支援を行ってまいりたいと考えておりますし、また、社団化の推進等についても同様に考えております。私どもが、法人会に寄せる期待は大変大きなものがあります。【法人会】「法人会に入ってから、名実ともに法人会の発展と充実を期待します。このことが、地域社会で指導的役割を果たしておられる会員の皆様を通じて、納税道義の高揚につながるものと確信しております。【会長】お話しのとおり、魅力ある事業活動を通じて、法人会の大きな目標である納税道義の高揚を図っていただきたいと考えています。【司会】本日は、どうもありがとうございました。

石見大田税務署人事異動

いあいさつ



署長 小野 義員

本年七月の人事異動により、石見大田税務署長を拝命いたしました小野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(社)石見大田法人会は、昭和三十年に大田遼摩法人会として発足されて以来、会員の増強、財政基盤の強化等に積極的に取り組まれるとともに、税知識の普及と納税道義の高揚に努められ、併せて、よき経営者たらんと願うものの団体として魅力ある法人会の育成に尽力されていると承っております。これもひとえに、役員の方々をはじめ、会員の皆様方の御熱意によるものであると、心から敬意を表す

次第であります。

ところで、昨年四月には税制改革の一環として消費税込導入されましたが、皆様方のご理解とご協力により順調に申告、納税の手續がなされております。

消費税の導入を機に、国民の税に対する関心は今だかつてない程高く、特に税負担の公平確保に対する国民の要請は一段と強いものがあります。

私も税に携わるものとして、適正かつ公平な課税の実現に努め、信頼される税務行政を確立するため、最大限の努力をいたす所存でございます。

しかしながら、税務行政の円滑な執行は到底私どもの力のみでは成し得るものではなく、皆様方の税に対する正しいご理解と積極的なご協力があった初めて可能であると思っております。

この意味におきましても、

幅広い事業活動を活発に推進されて、良き経営者たらんと願うものの団体を目指しておられる(社)石見大田法人会の存在は、誠に心強い限りであり、今後とも変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、私どもも(社)石見大田法人会の発展のため可能な限りお手伝いをさせていただきます。

終りになりましたが、(社)石見大田法人会のみならず、ご発展と会員各位のご繁栄並びに皆様方の一層のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつといたします。

追伸
天崎会長のご不幸に対し心からお悼み申し上げますとともにご冥福をお祈り申し上げます。



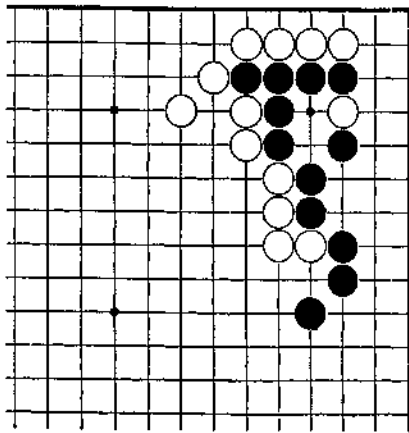
総務課長 真田 幸信

新春経済講演会のお知らせ

恒例の新春経済講演会を来春正月十一日(金)午後二時より、大田町「仁方屋」において、中国財務局長山本孝之氏をお迎えし「新年経済展望「平成景気の行方は」と題して講演いただきます。又、講演会終了後、新年賀会を併せ行ないますので多数御出席下さい。

囲碁問題

白の手番



(問題図)

ダメづまり

ダメづまりというものは、本当にいやらしいものです。この黒は、いい地を持って、おさまっているようですが、

実はダメづまりのいやな形で、白から大いに手段の余地があります。そうむずかしい筋ではありません。どんな手があるか、考えてみましょう。

税制改正について

相続税財産評価通達（以下「通達」という）の改正が行われましたので、その背景と内容をお知らせします。内容については、複雑多岐にわたるため、今回は土地関連に絞って御説明いたします。

一、改正の背景

今回の一連の通達改正はいわゆる節税策封じ込めのために行われたものであり、相続税評価額と時価との乖離を利用した様々の節税策に対処するために行われたものであります。

第一弾は、昭和六十三年十二月の税制改革で「養子がある場合の相続税の総額等の計算上の特例」及び「相続開始前3年以内の取得された土地等又は建物の取得価額での評価」が、また、平成元年三月には個別通達により「負担付贈与又は対価を伴う取引により取得した土地等及び家屋等の取得

価額による評価」と言った措置が講じられてきました。今回の通達改正は、これらに続く第二弾ともいえるもので、主として株式の評価額を利用した相続税の節税策への対処がその内容となっております。

二、改正の内容

(1) 株式評価を利用した相続税の節税策とその措置
会社がオーナーの死亡直前に借入金で土地を取得し、その会社の株式評価額（純資産評価方式による）を大幅に引き下げる。

（設例）

現預金 4億円	資本金 4億円
純資産評価額による 甲社株式評価額 4億円	

上記のような会社が借入金で土地を購入（6億円）したとします。通常、相続税評価額の方が、時価よりもかなり低額（5割程度と言われています。）であるため、その会社の純資産評価方式による株式評価額が大幅に圧縮されることとなります。

（対策後）

現預金 4億円	資本金 4億円
土地 6億円 (評価額 3億円)	負債 6億円
甲社株式評価額 4億円 + 3億円 - 6億円 = 1億円	

この結果、財産減少額は3億円（4億円マイナス1億円）となります。このような節税策に対して、個人ベースでは既に規制が行われています。すなわち、個人が相続開始前3年以内に土地等又は家屋等

を取得した場合には、その土地等又は家屋等は、その「取得価額」により評価し、相続税を課税することとされました。このような個人に対する不動産の課税との均衡を図るため、会社が課税時期3年以内に取得した土地等又は家屋等については、「通常の取引価額」により評価した金額によつて純資産評価額を計算することと改められたものです。

（改正後）

現預金 4億円	資本金 4億円
土地 6億円 (評価額 6億円)	負債 6億円
甲社株式評価額 4億円 + 6億円 - 6億円 = 4億円	

この結果、財産減少額は0となります。(2) 土地の現物出資による評価額の圧縮を利用した節税策とその措置

個人所有の土地を現物出資して会社を設立し、その会社の株式の評価について類似業種比準方式を適用することにより、その評価額を大幅に圧縮できる。また、純資産評価方式の適用によつても、その評価額の圧縮ができる。

（改正措置）

① 純資産中に占める土地保有割合（相続税評価額ベース）が70%以上の会社（中会社については90%以上とし、小会社については適用しない。）を「土地保有特定会社」とし、同会社の株式を純資産評価方式により評価する。

② 評価会社が所有する取引相場のない株式の評価については、法人税等相当額（いわゆる51%部分）の控除が適用できないことになり、間接所有の株式について、個人と評価会社との関係においては、一回だけしか適用できないこととなりました。

（竹下税理士）

質問 手帖

【質問】 当社の社員が得意先訪問のために自動車を運転中、交通事故を起こし、相手方に損害を与えました。

とりあえず見舞金を支払いましたが、残りの治療費等については、今後支払っていくことになりそうです。これらの賠償金は、会社が負担する事にしましたが、税務上の取扱いはどうなるのでしょうか。

【回答】 交通事故をめぐってのご質問ですが、ポイントは3つあります。

第一は、その損害賠償金が会社の損金として認められるかどうか。

第二は、会社の損金として認められたとして、その計上時期です。

そして第三のポイントは、受取る保険金の取扱いです。

第一については、法人がその損害賠償金を支出した

場合には、税務上、次のように取扱われます。

(一)その損害賠償金の対象となつた行為等が法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づかないものである場合……その支出した損害賠償金の額は給与以外の損金に算入します。

(二)その損害賠償金の対象となつた行為等が、法人の業務の遂行に関連するものであるが故意又は重過失に基づくものである場合……その支出した損害賠償金は使用人に対する債権（立替金等）とします。

(三)その損害賠償金の対象となつた行為等が、法人の業務の遂行に関連しないものである場合……その支出した損害賠償金に相当する金額は役員又は使用人に対する債権（立替金等）とします。

この「重過失」があつたかどうかは、事故当事の周囲の状況、取締法規の有無等の具体的な事情を考慮し

てその者が払うべきであつた注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかにより判定するものと思われま

又、(一)、(二)により資産（立替金等）に計上した求償権の全部又は一部を貸倒れとして損金経理をし、又は当初から資産に計上しない

もつとも、その貸倒れ等とした金額のうちその役員又は使用人の支払能力等からみて、回収が確実であると認められる部分の金額については、これらの者に対する賞与として取扱われま

第二については、賠償金額が確定したのであれば、その金額が確定した時点の損金として計上すればよいでしょう。

問題となるのは、賠償金額が未確定の場合です。これについては、税務上、当該事業年度終了の日ま

で賠償金額が確定していない時であっても、同日までに相手方に申出た金額を未払金に計上する事を認めています。つまり、最終確定はしてなくても、少なくとも具体的に提示した金額については、当事者間に争いはないと考えるわけです。

また、自動車による人身事故の場合は、治療期間も長く、示談等による最終的な賠償金の確定までの期間が相当長期にわたるため、事故関連の費用、例えば治療費の内払いをしている例が多いようです。この場合、すでに支払った内払額よりも損害賠償金の確定額が少ないため、被害者からその返還を受けることはまず考えられません。

そこで、法人税の取扱いとしては、内払いした損害賠償金については、その支出額を支出の日の属する事業年度の損金の額に算入することができるとして

については、損害賠償金に対応して保険金収入も収益として計上すべきである、これが結論です。

収入すべき保険金が見込まれる場合、損害賠償額が確定しておらず、従つて保険金額も未確定であるとしても、保険金として受取るであろう見積額、あるいは保険会社に対して請求した金額を未収入金として計上する必要がありません。

例えば、損害賠償額の確定まで長期にわたる場合、当期内払いした損害賠償金が二〇万円、保険金見積額が五〇万円とすると、三〇万円の損金算入額と同額の保険金を収益に計上しなればなりません。翌期にさらに四〇万円の損害賠償金の内払いをした場合には、保険金見積額五〇万円からすでに収益に計上済み三〇万円を控除した二〇万円をその期の益金に計上することになります。

(渡辺税理士)

石見銀山・根ほり葉ほり

①

天領の税が描いたドラマ

石村 禎久

銀納に苦しんだ農村

江戸時代の税の名の呼び方は、現代とまるきり違っている。古文書を初めて見た人は、だれもがとまどってしまふだろう。

例えば、御成箇(定められた年貢)物成(田畑にかけた年貢)定免(一定の年貢を、決まった税額を課す

る)口屋役(鉱山へ通ずる入口で、人や物にかける税)役銭(商工業者にかけた雑税の一つ)などである。

石見銀山領の二代目奉行、竹村丹後守道清は、寛永三年(一六二六)の寅年に検地をしているが、これを「寅のお縄」といい、このときの石高は四万八千三九五石三斗七升五合だった。



享保年間の丁銀(右)と豆板銀

検地のあとすぐ、畑作物について「銀納」の方針をきだめた。銀納の制度は石見銀山領だけの独自の制度で、幕府が倒れるまで続けられた。

銀納については、いも代官として知られる井戸平左衛門でさへ、享保十七年の大凶作に、鳥井村の場合、収穫ゼロとして年貢を免じているのに、畑作についての銀納、六九一匁二分八厘を、ちゃんと徴収している。いも代官を養える余り、研究家たちは、銀納について一切ふれていないのは奇妙である。

銀納は、米一石当たり判銀八匁(三〇%)を、丁銀一〇匁(三七・五%)の割合いで出させた。

畑作物を銀納としたのは、二毛作、三毛作が出来るという理由からで、凶作のときでも、畑作の銀納だけは、きちんと徴収している。

色々見ていくと、寅のお縄は農民を随分苦しめた。のち延宝二年(一六七四)

に大洪水があると、「検地帳を紛失した」と、申し合わせたように代官所へ申したてて、消極的ながら抵抗をしているのは面白い。

丹後守は、行政の天才だった大久保石見守の、あとを継いだだけに、幕府にいかっこうをしたかったのだ。それが寅のお縄であり、農民はしわ寄せをうけた。

天災と定免法

徳川幕府は享保七年(一七二二)に、租米の定免法を実施している。石見銀山領では中央から三年遅れて享保十年から、三年または十年の期間をさだめて実施している。

定免が始められた動機は、検見に当たる役人が、わるいをもらって手心を加える不正が統廃し、年貢の量が年々減少するなどの弊害が出たため、定免法は三年間、あるいは十年間の平均収穫量を算出して、標準量をさだめ、地方の実情によって年数を決めて、標

準量を納めさせた。風水害などで、四割以上の被害が出たときは、破免(減免)をしている。

然し、せっかく幕府がきだめた定免の制度も、あくする年は干害だったり、暴風雨の被害をうけたりし、改めて期間を設けて、定免のやり直しをしたりしている。だが、やり直しをしても、また大凶作に襲われるといったように、災害の繰り返しに、現地の代官は手こずっている。

例えば、石見銀山領代官、海上弥兵衛は、享保十二年から十年期限で始めているが、十四年と十五年は干害や暴風雨で、破免の措置をとっている。

享保十六年から井戸さんが代官だが、十七年は有名な享保の大飢饉であり、当時の文書を見ると、定免を破免するといった言葉が出ている。せっかくの幕府の名案も、天災の前には迷案となってしまう。

平成二年

秋の褒章 黄綬褒章

法人会々長奥野昌平氏は平成2年度秋の褒章で黄綬褒章を受けられました。およろこびを申し上げます。



- 島根中央信用金庫理事長
- 島根県法人会理事
- (社)石見大田法人会々長

年 末 調 整

平成二年度の税制改正により、平成二年度の年末調整について次のような税法の改正が行われました。

①個人年金保険料に係る生命保険料控除の控除限度額が五万円（改正前五千円）に引き上げられました。

支払った保険料の金額	個人年金保険料に係る生命保険料控除額
25,000円以下	支払った個人年金保険料の金額
25,001円から 50,000円まで	支払った個人年金保険料の金額の合計額 $\times \frac{1}{2} + 12,500$ 円
50,001円から 100,000円まで	支払った個人年金保険料の金額の合計額 $\times \frac{1}{4} + 25,000$ 円
100,001円以上	一律に50,000円

本年の改正により、個人年金保険料については、一般の生命保険料に係る生命保険料控除とは区分して控除することとされ、その控除限度額が次のように個人年金保険料の支払額に同じ年間最高五万円に引き上げられました。この改正の結果、一般の生命保険料及び個人年金保険料に係る生命保険料控除の控除限度額はそれぞれについて年間最高五万円となりました。

②寡婦控除（特別の寡婦控除）又は寡夫控除の適用を受ける際の所得者本人の合計所得金額の限度額が、五百万円（改正前三百万円）以下に引き上げられました。

この結果、寡婦控除（控除額二十七万円）の適用を受ける場合の適用要件が拡大され、夫と死別した後婚姻をしていない人、又は夫の生死の明らかでない人で、

合計所得金額が五百万円（改正前三百万円）以下の人
は寡婦控除が受けられること
となりました。また、その
人が扶養親族である子を
有し、かつ合計所得金額が
五百万円（改正前三百万円）
以下である場合には、特別
の寡婦としてその控除額が
八万円割増しされます。更
に、寡夫控除を受けられる

寡夫であるための所得要件
も、合計所得金額が五百万
円（改正前三百万円）以下
に改正されその範囲も拡大
されました。

③公的年金等に係る公的年
金等控除の最低保障額が引
き上げられたことに伴い、
新たに配偶者控除又は扶養
控除が受けられることとな
る人については、「平成二
年分給与所得者の扶養控除
等（異勤）申告書」により異
動申告を行う必要があります。

本年の改正により、この
公的年金等控除について、
その定額控除部分がこれまで
の八十万円（年齢六十五

歳未満の人は四十万円）か
ら百万円（年齢六十五歳未
満の人は五十万円）に引き
上げられるとともに、その
最低保障額がこれまでの百
二十万円（年齢六十五歳未
満の人は六十万円）から、
百四十万円（年齢六十五歳
未満の人は七十万円）に引
き上げられました。

この改正の結果、公的年
金等の受給者で配偶者控除
や扶養控除が受けられる控
除対象配偶者や扶養親族に
該当する人かどうかについ
ては、その人の所得が公的

年金等に係る雑所得だけで
ある場合には、その年中の
公的年金等の収入金額が、
百七十五万円（年齢六十五
歳未満であるときには百〇
五万円）以下の人（改正前
は百五十五万円以下の人、
ただし年齢六十五歳未満で
あるときには九十五万円以
下の人）となりました。

④住宅取得等特別控除制度
について、その適用の対象
となる増改築等の範囲が拡
大されるとともに、その控

除期間が六年（改正前五年）
に延長されました。また、
この制度の適用期限が平成
三年十二月三十一日まで二
年間延長されました。

住宅取得等特別控除の適
用を受ける場合の適用要件
は、居住者が一定の要件を
満たす新築家屋や中古家屋
の取得又は居住の用に供し
ている家屋の増改築等をし
て、一定の期間内に居住の
用に供した場合において、

その者が住宅の取得等に充
てた取得資金等に係る借入
金等を有するときは、その
居住の用に供した日の属す
る年以後五年間の各年のう
ち、合計所得金額が三千万
円以下である年について一
定金額（最高二十万円）を

その年分の所得税額から控
除することができることと
なっていました。

本年の改正により、この
制度の適用の対象となる住
宅の取得等のうち、増改築
等（増築、改築、大規模な
修繕及び大規模な模様替え
で一定の要件を満たすもの）

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	控除期間	所得要件
昭和62年1月1日から 昭和62年12月31日まで	$\left(\frac{\text{民間金融機関等 公的機関等からの借入金等} + \text{借入金等の年末残高}}{2} \right) \times 1\%$ (最高20万円)	5年	1,000万円以下
昭和63年1月1日から 平成元年12月31日まで	$\left(\text{住宅の取得等のための借入金等の年末残高} \right) \times 1\%$ (最高20万円)	6年	3,000万円以下
平成2年1月1日から 平成3年12月31日まで			

の工事費用についてはその
金額要件が「二百万円を超
えるもの」とされてしまし
たが、これが「百万円を超
えるもの」に緩和されまし
た。また、平成二年一月一
日以後に自己の居住の用に
供した家屋等については、
その控除期間が五年から六
年に延長されました。

(森脇税理士)



税制改正要望全国大会



全国法人会総連合の、平成三年度税制改正要望全国大会が九月二十六日、東京、日本青年館で全国から一、四〇〇名余の会員並びに関係者の出席のもとに開催され、要望事項と決議を採択した。

大会終了後、全法連の代表は、政府・国会・大蔵省等の各省庁に税制改正要望書と大会決議文を提出した。以下税制改正要望に関する決議を列記した。

税制改正要望に

関する決議

公平、中立、簡素など税制の諸原則を満たし、所得、消費、費産へのバランスのとれた税法系の構築は、政治、行財政改革の推進とともに、われわれが強く求め続けてきたところである。

さきの税制改革はおおむねわれわれの要望に沿って行なわれたが、消費税の一層の定着、土地を中心とする資産課税の見直しなど持ち越した課題はまだあり、その早急な仕上げが望まれる。

また、法人の税負担はさきの改革によっても国際的にみていぜん

高い水準にある。

人口の高齢化とともに、経済の国際化が急速に進んでいることに、一国の税制も国際的整合性の観点からきわめて重要である。

国際的平均水準への早期到達を目指して、引き続き軽減に努力されたい。

納税意識の高揚と税務知識の普及に多年にわたり尽力してきた本会は、百万社を超える会員の総意として、右決議する。



税を知る週間行事

自11月11日～至11月17日

＝ 地区別ミニ税金フォーラム ＝

第2回地区別ミニ税金フォーラムが東部、西部の両会場で開催された。地区別に「意見交換会」としてスタートしたこの行事も13回目に当り、昨年より新しい形式を取り入れ、気楽な雰囲気での進行が計られるよう配慮された。

開会に当り、新しく選ばれた奥野会長より、税の理解と高揚を計る目的のこの会を、堅苦しさをなくし、気軽な会であってほしい…との挨拶。

続いて石見大田税務署小野署長より、「税の週間」も36回になり、又青色申告制度も40年を経過した。昨年よりスタートした消費税も定着し、今後は税の使途についての正しい理解を求めると共に、税務行政に理解と協力をお願いしたいと挨拶をいただいた。

税制改正について、内部統括官より、①土地税制の改正について、②消費税についての今後の見直しの問題点について説明があった。

ビデオ上映「三人寄れば」はエアロビクスを始めた三人が色々な体験の中で税金が身近な所で各方面に利用されている事実を知りながら、多くの恩恵を受けている事を認識するようにユーモアを交じえて映し出されていた。

東部地区

とき 11月13日

ところ 水明館（波根町）

〔出席者〕

石見大田税務署 小野署長 内部統括官 小金丸調査官

税理士会 田中税理士 柿田税理士

会員出席者 28名

ビデオ上映「三人寄れば」



西部地区

とき 11月14日

ところ 小鉄屋（仁摩町）

〔出席者〕

石見大田税務署 小野署長 内部統括官 松浦調査官

税理士会 千賀税理士 桃木税理士

会員出席者 25名



税金フォーラム

フォーラムでは松井氏が司会者になり、前もって用意された設問集から読み上げた問題を参加者全員が正しいと思う答をナンバープレート（1又は2）で表示して解答する方式である。設問の内容は所得税、法人税、源泉所得税など身近な問題を中心に出题された。

設問により正解者多数のもの、少数のもの等色々あり、その都度解答者の意見を聞きながら、税理士先生の正解発表と詳しい説明で理解を深める。又参加者より、設問に関連して当面する関連質問が多数あり、税務当局からの詳しい説明を受け、十分な理解が得られ大変有意義な討論であった。用意した設問の半分を消化した時に、予定の時間をオーバーする盛況でした。最後に当日の解答優秀者4名に賞品が渡され、楽しく和やかな中にフォーラムを終了した。

その後、懇親会に移り、酒を飲みながら、年1回の懇談で親しく話が弾み、盛会の内に散会した。

企業訪問

仁万屋京風ミニ会席物語

有限会社 仁万屋



代表取締役 石田 憲 咲

(資本金 一、〇〇〇万円)
(従業員数 十九名)

一、仁万屋沿革

天保十一年(一八四〇年)三月遠山左衛門尉(通称遠山の金さん)北町奉行に着任。丁度この年仁万天河内出身石田藤右衛門、大田、桜田(現在の位置より少し東寄)にて料亭仁万屋を開業。二代目才四郎は農機具商を始めたため、妹スエが料理屋を継ぎ、講を募るなどして商いとしての形態をとる。三代目ミチは尋常高等小学校卒業後十三の歳からスエを助け九十三才で没するまで八十年間料理一筋。四代目龍五昭和三十年ミチの夫四郎没後仁万屋継承。



S.43 高松宮殿下をお迎えして

同三十八年五月有限会社組織変更、法人化。同年大広間建設。同四十八年結婚式場、ホール増築。同五十二年調理室増改築。同六十年写真室増築。平成二年口

ビー全面改装。昭和五十九年龍五没後私が引き継ぎました。

二、ミニ会席誕生

昭和五十四年、五十七年二度の税制改正で、接待交際の税法上の扱いが変わり、五十五年頃から次第に社用の利用が少なくなり、飲酒、宴会の嗜好も変わり売り上げが伸びなくなつて参りました。

新しい需要の創造、新製品開発、何かないかと模索

しました。元より料亭は男性のご利用が中心で女性は慶弔の家庭の行事以外ではあまり縁のない場所でありました。ところが、折からのグルメブーム到来で何とか女性のご利用は期待できないかと考え、父の友人で東京の料亭金田中の社長岡副氏に相談したところ、「料亭の需要を拓ける為に会席料理の入門版の様なものを創つたらどうか。」とのヒントを頂きました。

そこで早速調理部と相談、名付けて「仁万屋京風ミニ

会席」、女性に喜んで頂く為には、一、値段が手頃である事、二、器が洒落ていてセンスがある事、三、お客様にとつても料理の勉強になる事、この三点に重点を置き、五十八年暮から構想を練り始めました。

一、値頃感、あまり安くても料理が貧弱になるし、高いと抵抗がある。そこで当時の料飲税の免税点である二五〇〇円にしました。

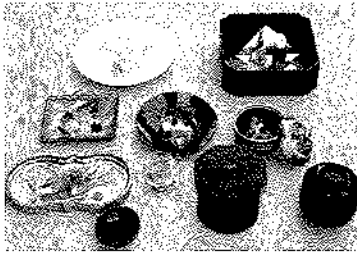
但し、原価率は厳しく守る。(原価率が守れないと長続きしないか、魅力が無くなる。調理部としては原価率との正に戦いです。)二、器、これは料理の見栄えを可成左右するので予算をしっかりと掛ける事にしました。そこで五十七年国引団体に当時の皇太子殿下御夫妻(現平成天皇、皇后両陛下)行幸に際し、邑智町山村開発センターでのお昼食会に使わせて頂いた器を求めた京都、京・ばん社長伴氏に相談、四十揃を購入しました。三、勉強になる料理、これは元

来私共料理業を営む者にとつて怠つてはならない最重要項目であります。そこで一、献立は月毎に変え、季節感をふんだんに盛り込む。前の月の献立は作らない。二、供するタイミングは十分気をつけ熱いものは熱い内に、冷たいものは冷たい内に。従つて仕出しはしない。三、おなかの足しになるものを二、三品入れる。食事が終つても空腹を感じる様では食事をした事にならない。以上の三点を基本に置いて、ミニ会席に関しては創意をこらし、遊びの感覚で何をつくつても良い事にしました。そして五十九年十一月にやつと完成、発表にこぎつきました。

三、DM

こうして出来た我社の新製品をどのようにしてお客様に知つて頂くか。まずカラーパンフレットを三千枚印刷しました。そしてそれまで弊店が関与して行なつた料理教室の名簿、いくつかの婦人団体の名簿等出

来るだけ女性ばかりの名簿を集めました。六十年は一年間このパンフレットと月毎の新しい献立を毎月約三〇〇通。六十一年、俳誌「石見」を主宰しておられる松井立浪先生にご自身の俳句と江戸時代に活躍した大田出身の俳人中島魚坊の俳句を夫々六句づつ選んで頂き、それにはまだや呉服店ご主人尾添竹風先生の墨絵、折斎ご主人斎藤如水氏の書、三人の地元文化人の方々の手になるDM（絵葉書）題して「ふるさと花の歳時記」を作成、毎月の献立を紹介方々三五〇通。翌六十二年は江戸中期の絵巻



仁万屋京風ミニ会席

物「三瓶山十二勝」を三瓶町の故今田俊英先生が同名の書物に編纂された画集からシリーズの絵葉書にして月間約三五〇通。六十二年、温泉津町若林酒造社長若林謙太郎氏の漢詩十二首と、氏ご所蔵の高橋古堤（明治、大正、昭和初期にかけての当地大田の文化人高橋金作氏）の日本画十二枚をご提供頂き、「発見ノ古堤の美」と題し、毎月約九五〇通。続けて三年間、月毎のミニ会席の献立を紹介方々お客様にDMを送り続けました。一貫して、①地元の文化の紹介、②保存しておきたいなるもの、この二点を念頭に置き作成に当りました。期せずして、六十二年、第一回全日本DM大賞（郵政省、日本ダイレクトメーブル協会共催）が始まり、石見大田郵便局の勧めで応募、この年から平成元年度まで三年連続入賞を果しました。入賞の背景には斯くも多数の方々のお力添えと、感謝感激であります。

ミニ会席を始めた五十九年に当面の目標は月間三百食、最大は六百食に掲げたところ、六十二年春に三百を超えるようになり同年八月三十一日、六百四食目が出て、社員全員と祝杯を上げました。

四、成果

ミニ会席を始めて、いくつかの成果がありました。まず一つは女性のお客様が随分お馴染みになった事。そしてミニ会席を通じてお客様のお声と調理場が近付いた事。二つ目、調理部で食材、調理技法、献立、盛り付けの研究が熱心になった事。六十三年、元年の二年間導入したフランス料理の食材、技法、盛り付けの応用、三瓶で無農薬野菜を作っておられる「原っぱ市」のグループの皆さんの協力が得られるようになった事など。新しい機械の積極的導入、庫内湿度98%に保つ水温庫、静電気を応用した解凍機とフライヤー等々、グルメの反面、食の公害が

問題視される中、いかにして美味しく安全な料理が提供できるかに腐心しております。三つ目、何より嬉しいのは弊店に名物料理が出来た事です。お客様から「ミニ会席」の愛称で親しまれ、気軽に召し上って頂けるようになりました。

五、今後

ミニ会席の開発を通じて痛感した事は社員教育でした。特に調理に関しては、写真や本で勉強するだけでなく、実際にテレビや本に出ている料理人の料理を食べに行く事、これが何よりの刺激だと思えます。また料理だけでなく、茶道、華道、書、画、歌、等、教養として見聞を広め感性を



H.2 新装なったロビー

磨く事が、料理を食事だけに終らせるのではなく心を打つ料理、芸術にまで高めていく事が出来るのではないかと思います。社員と共にまだまだこれから研鑽を積んでゆこうと思っております。最後になりましたが、仁万屋創業百五十周年のこの記念すべき年にこのような機会を与えて下さった編集の皆様へ感謝申し上げます。

おもしろ税ミナールおもしろ税ミナールおもしろ税ミナールおもしろ税ミナール

今年も十一月十一日から十七日までの一週間は、全国一斉に「税を知る週間」として全国各地で各種の催物が開催されている。

当法人会も事業活動の一環として税を広く市民の皆様を知っていただくため、前年に引き続き「クイズおもしろ税ミナール」を十六日午後二時より大田町会館仁万屋において、大田市、遼摩郡より十六チーム（一チーム三名）四十八名の参加を得て開催した。

十六チームの内訳は、職場、事業所、婦人会、同業者チーム等々、広くバラエティに富んだ構成で、目標である広く市民に税を知っていただく趣旨に添う事が出来た。和田副会長の高らかな開会宣言、奥野新会長の挨拶、竹原事業委員長の主旨説明等の後、総合同会の波多野司氏の軽妙な自己紹介、審査員六名の方との紹介で本番に入っていた。

三人一チームで四チームずつが壇上に上ると、さすがの強者も緊張の面持ちで答の番号札を差上げていた。壁に貼られた得点表には、一問終るごとに裏方の記録集計係八名が休む間もないほど忙がしく集計

されていた。

前半四試合終了後得点集計、最高得点チームは、大田生コン75点、続いて小川商店70点、東和建設工業、大田市産業活性化チームが共に65点と続いて後半戦へ……

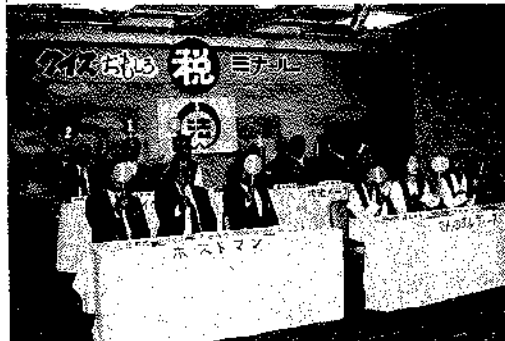
この日は、審査員に、
税務署長
小野員義氏
大田市助役
妹尾義春氏
商議所会頭
波多野親氏
税理士会長
中田信雄氏
税金博士
福井 茂氏
天領クイーン
西村洋子氏
以上の六名が審査員となり、各氏の厳正な審査により採点も進み、会場は誰もが解答题者になったように盛り上がってきた。

第4回 クイズ おもしろ税ミナール開催

税金博士に高橋賢一さん

問題のプラカードも、始めは女性途中には男女混合等、司会の手馴れたユーモアが出る等和やかな内

に二回戦も終る。ところが個人部門で二人が同点となり、二位三位をこの二人で戦う事となった。順位はともかく、税を知る週間行事の最中において、クイズ形式とはいえ、税にちなんだ問題が次々と飛び出すごとに会場のどよめきが沸き上がる等、二時間がまたたくうちに終り表彰式へと移っていった。



当日の結果は次の通りである。

- 個人の部
- 優勝 高橋賢一氏
 - 準優勝 楠本登美子氏
 - 第三位 神谷信夫氏



- 団体の部
- 優勝 大島屋商店
 - 準優勝 商工会議所婦人会
 - 三位 東和建設工業
 - 四位 市役所パンダチーム
 - 五位 山陰合同銀行
 - 六位 さんのあレディス
 - 七位 大田町婦人会
 - 七位 大田生コンクリート
 - 九位 会議所青年部
 - 十位 小川商店
 - 十一位 商和会
 - 十一位 ポストマンチーム
 - 十三位 島根中央信用金庫
 - 十四位 大田市産業活性化
 - 十五位 パルイベントチーム
 - 十六位 地酒メーカーチーム
- ともあれ、楽しく税にかかわった半日ではあったが、裏方として活躍された皆様本当にご苦労様でした。一言ねぎらいたいと思う。

≡≡≡ 三税務コーナー ≡≡≡

知りたい用語 (消費税)

非課税取引

消費税法上は国内における資産の譲渡等に該当するものの、一般的に消費になじまない取引や、政策的に課税対象としない取引で消費税を課さない取引をいいます。

具体的には、

- (1) 土地の譲渡、貸付け
- (2) 社債、株式の譲渡、支払手段の譲渡
- (3) 利子、保証料、保険料
- (4) 郵便切手、印紙などの譲渡
- (5) 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- (6) 住民票、戸籍抄本等の行政手数料
- (7) 外国郵便為替、外国為替
- (8) 社会保険医療
- (9) 一定の社会福祉事業
- (10) 一定の学校の授業料、

入学・入園検定料
などです。

不課税取引

消費税の課税の対象となる取引は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供ですが、不課税取引は、これらの課税の要件のいずれかを欠く取引であり、① 国外取引、② 事業として行われるものでない取引、③ 資産の譲渡、貸付け及び役務の提供の反対給付としての対価を得ない取引等が該当することとなります。

例えば、次のものが該当します。

- (1) 無償で行われる資産の譲渡等(寄付、贈与等)
- (2) 損失の補てんとして支払われる金銭等(損害賠償金等)

中間申告

(3) 個人事業者が消費者の立場で行う資産の譲渡等(生活用資産の売却等)

事業者は、前課税期間の確定消費税額の1/2に相当する金額が30万円を超える場合には、その金額を記載した中間申告書とその課税期間開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に所轄税務署長に提出し、当該1/2に相当する税額(中間納付額)を納付しなければなりません。

注(一) 提出期限までに申告がない場合には、その提出期限に中間申告があつたものとして取り扱われます。

注(二) その課税期間開始の日以後6ヶ月間を一課税期間とみなして仮決算をした金額に基づき、

実額で申告し、納付することもできます。

課税期間

事業者が納付すべき又は還付を受ける消費税額を計算する場合の計算期間であり、個人事業者については1月1日からその年の12月31日までの期間(暦年)をいい、法人については事業年度をいいます。

ただし、税務署長に消費税課税期間特例選択届出書を提出することにより、課税期間を3ヶ月ごとに区分した期間とすることができ



ちんぷんかんぷん?

税法は「一読難解、二読混迷、三読誤解」と、もつともむずかしい法律の一つといわれています。

ところで、税金のことになると「ちんぷんかん」とおっしゃる人が少なくありません。

この言葉は、江戸時代初期、日本にきたオランダ人の言葉が「ちんぷんかん」と聞こえ、その内容が全くわからなかったことから言葉の意味が全くわからないうことを「ちんぷんかん」というようになったそうです。

税金にちんぷんかんの人に朗報があります。タックスアンサーのサービスが広島、岡山に次いで松江にも開設されました。

タックスアンサーへの電話は(〇八五二)二四一七七九九です。

芥川のあだ討ち

石村 禎久

果たし合い

寛永二十年（一六四三）

会津若松の藩主、加藤式部少輔明成は、お家騒動を管められ、四十二万石から安濃郡二十カ村一萬石の小大名に大左遷となり、家臣と家族五百人は、石見國にあげて引越した。

明成は隠居、その子、内藏助明友が継ぎ、吉永村辰山に藩館地を置き、天和二年（一六八二）に近江の水口へ転出するまで四十年間、吉永藩と呼ばれて善政を残した。

吉永藩治政の寛文十一年（一六七一）「芥川のあだ討ち」と呼ばれる事件がばつ発した。この発端は、家中の美少年、飯八助をめ

ぐって早川八之丞、大崎長三郎という若者が、果たし合いをしたことからだった。

万治二年（一六五九）早春、人目を避けた二人は、吉永銅山に近い別荘原で落ちあい、刀を抜き合わせた。

長三郎は藩の兵法師範をしていたほどだったので、八之丞は次第に追いつめられた。およそ二時間余りの激闘の最中に、長三郎が真葛の蔓に足をとられて転倒、八之丞につけこまれて斬殺された。

急いでわが家へ帰った八之丞が、養父の四郎兵衛に藩への申し開きに切腹するといいはるのを四郎兵衛が押しとどめ

「私はもう七十歳を過ぎた。若いお前の死ぬのを見

るのは辛い、責任をもつから逃げろ」

と涙ながらに説得した。八之丞は心を残して立ち去り、波根村の穴堂に隠れていた。そのうち藩から「潔く名乗って出よ、さもないと四郎兵衛は切腹することになる」と高札が立った。

これを知った八之丞は、深夜ひそかに帰宅、父を身代わりには出来ぬというのを、再び四郎兵衛に叱りつけられ泣く泣く吉永から姿を消した。

源太左衛門討たれる

知人からのひそかな連絡で、養父の切腹を知った八之丞は、父を切腹に追いやつたのは、吉永藩の元の江戸家老だった松下源太左衛門の差しがねに違いないと思ひ込んでしまった。

源太左衛門の妻のいわまつは、長三郎の姉であり、源太左衛門が藩主にざん言したと邪推したのだ。このため源太左衛門を討つて、父の恨みをはらそうと、ひ

そかにつけ狙った。そのうち江戸にいるという情報をつかみ、八之丞は江戸へ向つた。この年の秋、源太左衛門が芝の宿屋にいたところを襲われた。ある日の夕方、薄暗がりを利用し、八之丞は源太左衛門の不意をついた。不運なことに二男忠三郎が旅先きで天然痘を

患い、看病に疲れ果てていたため、初太刀に深手を受け、あえなく討たれた。

「父、切腹の恨みにより、早川八之丞討つ」とはり紙が残っていた。

二男忠三郎はこのとき二歳だった。松下家に仕えていた中田平次郎は、松下家に

対する恩を思い、忠三郎の成長をまつて、敵を討とうと心に誓った。

十年という歳月は、あつという間に過ぎた。十三歳の元服の祝いがすみ、藩主

明成から敵討ちの願いを許された。これを聞いた忠三郎の二つ違いの兄で、同藩の栗田助左衛門方へ養子に出されていた三郎平が、実

父の敵を討ちたいと養父に訴え、栗田家から縁を切ってもらったが、同家からの厚意で、坂根八左衛門が付け人となり、主従二組四人は、行商人に姿を変え、敵を探しながら、人が沢山集まる大坂を目ざした。

芥川であだを討つ

寛文十年（一六七〇）三郎平と忠三郎は、大坂を拠点に二手に別れ、敵を求めて日々を過ごした。

その年が暮れ、あくる年も春が来て、夏が過ぎた。初秋の九月七日のことだった。摂津国芥川（いまの高槻市）のほとりで忠三郎主従は、四人連れの虚無僧に出合った。ムシが知らせたのだろうか、四人の中の一、番背の高い男が、八之丞に思えた。そつと後をつけ、虚無僧の泊つた宿の、向い側に宿をとつた。

夕闇が迫つたところ、物かげからようすをうかがうけれど、かつて美男だった八之丞には、昔の面影が無く、

ヒゲが生え、目の当たりが黒ずんでいて、どうもよく分らない。

夜が更けてから、さらに向い側の宿の、開き戸の間から息をこらして見ると、蚊やり火を燃やして雑談しながら、虚無僧の一人が「あなたは手裏剣の上手と聞いていたが、ぜひ拝見したい」

という言葉に促され、八之丞らしい男が柱に五分間隔、一寸間隔の印しをつけ、手裏剣をうっているが見事に命中しているようす。八之丞は手裏剣の名手と聞いていたので、これは間違いないとこおどろし、三郎平のもとへ使いを頼んで走らせた。不運なことに宿に帰っていないという、このときを逃したら、再び機会はないという平次郎の意見に、二人だけで討つことに覚悟をさだめた。

明ければ九月八日、向いの宿から、仲々出立のようすがないのを、ぢりぢりしながら待つ。やがて四人連

れが姿を見せた。あとを追いつながら、八之丞が一人になるのを心で念じながら、機会を待っていると、八之丞の運が尽きたのだから、宿場の町はずれで一人は右へ、二人は左の小道へ、それぞれ別れ、八之丞はただ一人となって往還の五百住街道を、ひょうひょうとして歩いていく。

「しめた」
顔を見合わせた二人は、打ち合わせていたように、平次郎が足を早め、八之丞の右側を追いぬきざまに「八之丞か、覚えていよう」と声をかける、

「何っ」
と身構えるところを、三郎がすかさず右腕を切り落とした。八之丞は急いで手裏剣を取り出そうと、左の手を懐に入れようとする。手裏剣を持たれたら危いので、平次郎はふり向きざまに、素早く左の腕を切り落とす。歯がみした八之丞は、怒りの表情をあらわし、足

をあげて蹴ってくるのを、平次郎は襟をつかんで引きすえ、馬乗りになった忠三郎は

「十三年前、父を討たれた私は松下忠三郎だ、成人になるにつれ、恨みがつの許りだった。いま私の剣をうけよ」

と名乗りかけると、それまですさまじい表情をしていた八之丞の顔色が和らぎ、微笑みさへ浮べたようだった。忠三郎は近くの畑のトウモロコシを枕にさせ、とどめを刺した。

忠三郎は十四歳、平次郎は二十九歳だった。

この活劇があったとき、参勤交代のため、たまたま通りかかった熊本藩主、細川越中守綱利が、あだ討ちのあと、宿場役人の取り調べに對し、終始落着いていた忠三郎の態度に感心し、九百石で召し抱えた。不運にもあだ討ちに出会えなかった三郎平は、年長の平次郎の、思いやりのないはからいを怒り

「平次郎を討つ」

といって息まいたが、吉永藩大坂屋敷にいた家老の守岡三郎右衛門に、平次郎の忠節ぶりをさとされ、自分の不運に無常を感じたのだろうか、京都の八条遍照心院の義洞上人に師事し、

南谷法師と名乗り、やがて大通寺の中興となった。

平次郎は浪人となり、大田南村、いまの大田町末広で、三好屋五右衛門と名前

を変えて商いを始めて成功した。あだ討ちについては、かたく口を閉ざして語らなかったが、晩年になって俳人、中島魚坊の曾祖父に、あだ討ちの次第を物語りしたという。

明和二年（一七六五）中島魚坊は祖父から聞き伝えた話しを「阿久刀川討実録」と題する稿本にまとめ、後世に伝えた。



旧吉永陣屋付近(山の向うが吉永銅山)

あだ討ちに使った刀を、大田町の北八幡宮に奉納した。三好屋の後裔はいまも末広町におられる。吉永村の人で、京都、淨華院の結衆頭となった松井理兵衛が、後年南谷法師に出会ったことも、実録に見えている。

会員親睦ゴルフ大会開催

第十一回石見大田法人会
会員親睦ゴルフ大会がさる
十一月三日(土)大社カン
トリークラブに於いて開催
された。さすが文化の日、
朝から曇一つなく、また風
もなく、しかも申込者全員



が出席、総勢六十名(十五
組)で大変なにごわいでし
た。

九時二十分、奥野昌平新
会長の始球式でスタート、
各々今日こそはと胸に秘め
コースへ、仕事も日頃の忙
しさも忘れ、心地良く
プレーを楽しまれたこと
と、昼食時には老も若
きも好プレー、珍ブレ
ー等を語り合う姿をみ
た時、去る八月亡くな
られた天崎正一前会長
のあの姿が見えない寂
みしさと、今日の法人
会の盛会を思う時感謝
の念で一杯でした。

表彰式

午後四時より同ロビ
ーにおいて表彰式が行
なわれ成績発表、表彰
式と移っていった。
成績は次の通りです。

- | | |
|------------|-------|
| 優勝 | 千田 丁龍 |
| 準優勝 | 波多野 司 |
| 三位 | 市村 省吾 |
| 四位 | 仲上 修 |
| 五位 | 西村 禎二 |
| 七ヶ七 | 辻 久徳 |
| 特別賞(創立年次賞) | 吉田 端士 |
| B G賞 | 千田 丁龍 |
| DC賞 | 小林 栄治 |
| 〃 | 幸増 行雄 |
| 〃 | 堀 恒夫 |
| 〃 | 林 幸則 |
| 〃 | 仲上 修 |
| NP賞 | 千田 丁龍 |
| 〃 | 波多野 諭 |
| 〃 | 川上 道夫 |
| 〃 | 西村 禎二 |
| 〃 | 俵 晃 |
| 〃 | 市村 省吾 |
| 〃 | 堀 恒夫 |
| DT賞 | 奥野 昌平 |
| 〃 | 杉谷 辰夫 |
| 〃 | 林 幸則 |
| 〃 | 中島 和夫 |
- 以上の方々には表彰、特大
賞品が贈られた。その外に
飛び賞、参加賞など沢山の
賞品があつて皆さんニコニ
コ顔で話がはずみ、和やか



な雰囲気でした。

優勝のよろこびの声

千田 丁龍氏

「このような大きな大
会で優勝するとは、本当
にうれしいです。特に最
近は若返り、強者揃いの
中で優勝は幸運です、ま
たパートナーにめぐまれ、
楽しくプレーさせていた
だき大変嬉しく思ってい
ます。今回の優勝に驕る
ことなく、来年も大いに
頑張ります。また、今後
法人会の事業には積極的
に参加し「会員同志の親
睦」の輪がより一層広が



るよう頑張ります。皆さん
次回こそ笑う人になって下
さい」

はっらっらの新発見です。



タバコ控え目、酒にも飲まれない。適当な睡眠と体重を保ち、規則的に運動する、などなど……。その上、がんの定期検診とスーパーがん保険があれば安心ですね。社長さん。大切な社員の健康、万全に。

さらにワイドな「総合保障型」です。
(契約2口あり)

診断給付金(65歳以上の男は100万円) ▶ 200万円

入院給付金(入院お断り日につき) ▶ 3万円

在宅療養給付金(18日につき) ▶ 40万円

通院給付金(65歳以上の男は5千円
通算最高700日まで) ▶ 1万円

死亡保険金(65歳以上の男は150万円) ▶ 300万円

●法人会会員の資格は、裏取り換契約ができます。●法人が契約者となられた場合の保険料は掛金控になります。●保険料は契約時の年齢で決まります。(兼取扱・個人契約・月払い2口/35歳は、700円・45歳5,680円)・1人3口までご加入になります。●家族契約が割安でお得です。●入院給付金は、日数・回数に制限なくお支払いします。

法人会厚生制度
総合保障型
スーパーがん保険
無記当 新がん保険日型

●お問い合わせは
(社)石見大田法人会 ☎08548(2)0765

引受保険会社
AFLAC
〈がん保険〉と〈介護保険〉のバイオニア
アメリカンファミリー生命保険会社
広島支社 〒730 広島市中区本通7-19
広島ダイヤモンドビル7F ☎082(240)9711

つ の 制 度 で 有 利 に で き ま す !!

総 合 型 L

通院は第1日目から保障!!

全面改訂!

保障 さらにアップ
掛金 さらにダウン

●特 長

1. 保険料は**全額損金**となります。
2. 解約払戻金を活用すれば、**生存退職金**の財源に、また、事業資金にも活用できます。
(使途自由)
3. 保険料は**保険期間中一定**です。更新による保険料アップがありません。
4. 確実な経理処理のできる月払と決算対策が可能な**年払**があります。

●解約試算表

[主契約のみで計算]

	解 約 時 年 令	払 込 保 険 料 累 計	節 税 後 保 険 料 累 計	解 約 時	
				受 取 金	返 戻 率
40歳加入 (男性) 保 険 金 5,000万円	50 歳	433万円	217万円	270万円	124%
	55 歳	650万円	325万円	458万円	141%
	60 歳	867万円	434万円	640万円	147%
	65 歳	1,084万円	542万円	778万円	144%
	70 歳 (満了)	1,301万円	651万円	717万円	110%

(注)節税後保険料は、法人税等総合税率を50%として算出。上記の表は昨年度配当実績に基づいたものです。

引受会社

DAIDO 大同生命

浜田営業所 / 浜田市田町760-7
(ハゼ山ビル2F) TEL 0855-22-5965



AIU 保険会社

広島支店 / 広島市中区銀山町4-17
(広島大同生命ビル6F) TEL 082-241-5011

■お問い合わせは
(社)石見大田法人会事務局

☎08548(2)0765

保障と退職金準備が1

法人会の大型保障制度

病気入院は5日以上から保障、事故による入院

大型保障制度の特色(事故1億円、病気5,000万円の例)

保障の対象		法人会の大型保障	一般の定期保険	
事故による場合	災害死亡保険	1億円	1億円	
	入院保障	1日以上の入院	1日につき 15,000円	なし
		5日以上124日迄	1日につき 25,000円	1日につき 5,000円
		125日以上(730日限度)	1日につき 15,000円	なし
	通院保障(180日以内90日限度)	1日目から1日につき 10,000円	なし	
	医療保障	100万円までの実費	なし	
	障害保障	150万円~5,000万円	50万円~350万円	
重度障害保障	5,000万円	なし		
病気による場合	病気死亡保障	5,000万円	5,000万円	
	成人病入院したとき	5日以上184日迄	1日につき 20,000円	1日につき 10,000円
		274日以上入院	180万円	なし
		274日以上入院後に退院した時	60万円	なし
	成人病以外	5日以上184日迄	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
		274日以上入院	90万円	なし
274日以上入院後に退院した時		30万円	なし	
事故・病気の場 合	看護保障	1日につき 10,000円	なし	
	手術保障	20万円・30万円・50万円	5万円・10万円・20万円	
救護者費用保険		500万円までの実費	なし	

●保障コースは上表の他に、(事故1,000万円、病気500万円)から(事故3億円、病気1億5,000万円)まで22コースの中から選びいただけます。

税のこぼれ話

酒飲めば

昔からの歌に「酒飲めばおのず心も春めきて、借金取りもウグイスの声」というのがあります。宴会に次ぐ宴会でお得意様の接待もさぞ大変だろうと思います。

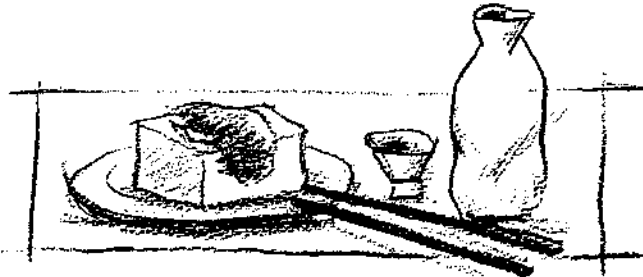
国税庁発表の会社標準本調査によれば、昭和六十一一年分の全国の実費支出総額は、三兆九千億円と過去最高の数字を記載しました。

ちなみに、これを一日当たりで見ますと、なんと毎日百八億円もの金が得意先の接待、宴会、ゴルフ、贈答などに消えたこととなります。

しかしながら、全企業の売上総額も伸びていることから、千円の収入を得るために使用される交際費の額は三円八十四銭

となり、ちなみに、昭和五十年（五円九銭）、昭和五十五年（四円九銭）と、わずかながら減少してきています。

これは、企業としてもカネはかけるが効果的に使う工夫をするなど、サイフのヒモを締めつけていることがうかがえます。



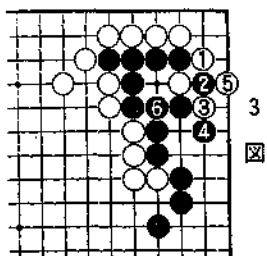
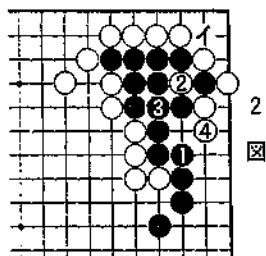
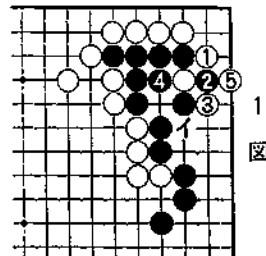
囲碁問題解答と解説

1図 白1とオサエ、黒2に3と切るのが痛烈な手筋です。黒4と取らせて白5とワタれば、ちよつと黒は打つ手に困ってしまいます。なお黒4の抜きは絶対で、黒5とサガつたりすると白いとアテられ、それこそ收拾がつかなくなりませう。

2図 続いて黒いと切るコウなどやれるはずもなく、黒2とツグのは自殺手です。とすると、黒1とツグくらいのもので、白2のコウ取りを決めて4とノビ、隅の白地がふえたばかりか、黒地はあらかた消えてしまいました。この結果はひどすぎるので、黒は受け方をくふうしなくてははいけません。

3図 白1、黒2から白3と切ったとき、黒4とアテて変化すべきです。

白5と抜かれ、黒6と後手でツグのはつらいけど、こう辛抱するほかはないところですよ。



編集後記

会報第二十号の発刊にあたり、一つの節目として、感慨一入であります。会員の税務、経理能力の向上と、企業経営の合理化をはかり、以て地域社会へ貢献することが、法人会の目的であります。地域最有力団体として、より多様な社会活動があつても然るべきと考えます。

従つて、会報の内容も、単に税務、経理に関するもの他、地域のニュース等を中心とした多彩な情報を、物語り風に編集してゆきたいものと、考えるのであります。

会報の形式も、活字を今少し大き目にか、横書きにしてはどうか、勿論、マンネリ化の防止も含めて、次号では、充分検討し度いと存じます。

ご多忙のなかを、本号の編集にご協力いただいた方々に、心からお礼を申し上げます。（広報部・渡辺）



今年も贈りましょう

さんのお 特選 お歳暮

さんのおデパートはふるさとの花々れんげつつじの包装紙でお包み致します。

ふるさとのデパートで
優 秀 品



〒08546(2)0190(代碼)
〒694大田市大田町本通り
〈営業時間〉
午前9時30分～午後7時

創る喜び



着る楽しさ

大田町 駅通り

有限会社 みどりや

君は
パーティの
華になる。

NIMAYA HAPPY HWEDDING

に り 屋

〒694 島根県大田市大田町 ☎08548-2-1050

豆腐・油揚・袋豆腐・厚揚
〈手造り製造卸〉

エスキモー 〈特約店〉
森永アイスクリーム

有限会社 岡本食品

代表 岡本 博之

瀬摩郡仁摩町仁万町429-7 TEL (08548)8-2927
FAX (08548)8-3082

品質本位 **は**まるは醤油醸造元

醤油・みそ・ぼんずしょうゆ・金山寺みそ

原 醬 油 有 限 会 社

大田市久手町波根西 2040 TEL (08548) 2 - 8 4 2 7

土木一式・舗装設計施工

東和建設工業株式会社

代表取締役 波多野 親
専務取締役 波多野 論

大田市大田町吉永 1266 TEL (08548) 2 - 0 1 7 5 (代)

社団法人 石見大田法人会会報 第20号

平成2年12月20日発行

発行所 社団法人 石見大田法人会

編集 広報委員会 委員長 渡辺常弘

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2 - 0765

印刷 月橋印刷

大田市鳥井町 TEL 2 - 0540